

# 狛江市国民健康保険条例の一部改正（案）について

令和4年度第3回

狛江市国民健康保険運営協議会

資料2

## 1. 改正の内容

### 出産育児一時金の支給金額の改定

出産育児一時金の支給金額を50万円（現行42万円）に引き上げる。

	現行	改定後	差額
出産育児一時金	42万円	50万円	8万円

## 2. 制度の内容

出産に関する費用の負担軽減のため、公的医療保険から出産時に一定の金額が支給される制度  
加入している公的医療保険から支給される。

令和4年度現在支給額：42万円（平成21年10月に38万円から引上げてから変更なし）

## 3. 影響額

### ①過去の実績

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
件数	69件	74件	48件	56件	52件
総額	2,746万円	2,939万円	2,012万円	2,317万円	2,137万円

※令和4年度12月末現在：45件 1,872万円

### ②影響額

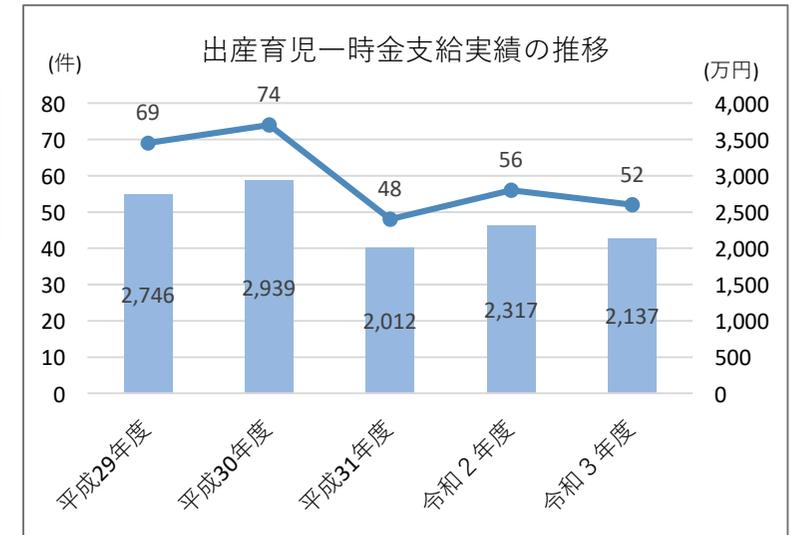
令和5年度見込：62件

	変更前	変更後	差引
件数	62件	62件	—
総額	2,604万円	3,100万円	496万円（見込）

☆国民健康保険会計は、496万円の歳出増

支出額のうち 2/3→一般会計からの法定内繰入金（地方交付税措置の対象） 1/3→保険税を財源

※令和5年度については、1件当たり5千円を追加で国が補助する予定



## 4. 改正の背景と今後のスケジュール

令和4年12月10日の記者会見で首相が令和5年4月から出産育児一時金を50万円に引き上げる方針を示した。

今後、健康保険法施行令が改正される予定。

法令に合わせて、狛江市国民健康保険条例を改正する。なお、この改正は、関係法令が改正された後に改正する。